

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 2 2

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 高齢者施設等が従業員等を対象に自主的に行うPCR検査費用等に対する補助事業について
- 長野市指定居宅介護サービス事業者等の指定等に関する規則の一部の改正に伴うホームページ掲載様式の更新について
- 令和2年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の実績報告について【別紙1】
- 『認知症介護基礎研修』の受講義務付けに伴う受講対象者調査について(依頼) 【別紙2】
- ハンドル型電動車いすを安全に利用するためのガイドラインについて
- 居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書の様式変更について(お知らせ)
- 介護保険負担割合証の更新について
- 福祉用具の重大製品事故に係る情報提供について
- 介護保険最新情報について
- 要介護・要支援認定者状況(令和3年5月末現在)
- 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報【別紙3】
- 令和3年7月開催 介護予防教室・介護者教室について【別紙4】

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

高齢者施設等が従業員等を対象に自主的に行うPCR検査費用等に対する補助事業について

標記の件につきましては、ご登録いただいているE m a i lアドレス宛に6月10日付で通知を送信しています。

補助対象となる検査を実施した事業者は、通知を確認いただき、令和3年6月30日までに補助申請をしてください。

なお、通知を確認できない場合は、高齢者活躍支援課へご連絡ください。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

長野市指定居宅介護サービス事業者等の指定等に関する規則の一部の改正に伴うホームページ掲載様式の更新について

長野市指定居宅介護サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則が令和3年5月20日付けで公布されたことに伴い、次のホームページについて添付様式並びに記載内容を更新しました。

今後、申請される事業者におかれましては、市ホームページに掲載の新様式をご使用ください。

【対象ページ/名称】

- ・居宅サービス、施設サービス、介護予防サービスの新規指定申請
- ・指定・変更に係る様式一覧
- ・居宅サービス、施設サービス、介護予防サービスの指定更新申請
- ・居宅サービス、施設サービス、介護予防サービスの指定内容の変更
- ・介護保険サービス事業の廃止・休止、再開について
- ・居宅介護支援・地域密着型サービス等事業の新規指定申請
- ・居宅介護支援・地域密着型サービス等事業の指定更新申請
- ・居宅介護支援・地域密着型サービス等の指定内容の変更
- ・業務管理体制について

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

令和2年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の実績報告について

令和2年度に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定した事業者は、別紙1により実績報告書を提出してください。なお、郵送による提出も可能です。

提出期限：令和3年8月2日（月）必着

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

『認知症介護基礎研修』の受講義務付けに伴う受講対象者調査について(依頼)

令和3年度介護報酬改定で、医療・福祉関係の資格を有さないものに対し標記研修の受講が義務付けられました。

そこで、受講対象者数の調査依頼が、長野県健康福祉部介護支援課よりありましたので、下記のとおりご回答ください。

なお、研修の詳細につきましては【別紙2】をご確認ください。

1 調査対象 全施設・事業所

(現時点で義務付けられた方がいない、受講義務対象から除かれているサービス事業所を含みます)

2 回答方法 下記URLにより、ながの電子申請サービスにてご回答ください。

https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=13032

3 回答期限 令和3年6月30日(水)

問い合わせ先：長野県健康福祉部介護支援課介護人材係
TEL：026-235-7129（直通）

ハンドル型電動車いすを安全に利用するためのガイドラインについて

厚生労働省老健局から令和3年6月14日付け事務連絡「ハンドル形電動車いすを安全に利用するためのガイドラインについて」が示されております。

これは令和2年度老人保健健康増進等事業において、ハンドル型電動車いす利用者の実態把握を行い、安全利用面での評価・指導の在り方について、ガイドライン及び指導手順書が策定されたものです。

以下のページからご確認いただき、ハンドル形電動車いすを安全に利用するため、ご活用ください。

(一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会ホームページ)

http://www.zfssk.com/topics_detail.php#953

- ・ 「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン」
- ・ 「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のための指導手順書」

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式変更について（お知らせ）

介護保険の居宅介護支援事業所の登録に当たり、標記の届出書を提出していただいておりますが、この届出書について一部様式の変更をいたしましたのでお知らせします。

今回の変更箇所は、性別欄の削除及び注意書欄4に「要介護・」の追加となります。なお、小規模多機能用及び住所地特例者用については、性別欄の削除のみの変更となります。

新様式につきましては、長野市介護保険課ホームページをご参照ください。

令和3年7月1日以降は新様式での届出をお願いします。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

介護保険負担割合証の更新について

現在、利用者の皆様がお持ちの介護保険負担割合証は令和3年7月31日までの適用期間となっております。新しい負担割合証の発行について確認をお願いします。

- 1 負担割合の更新についてお手続きは不要です。8月1日時点で要介護等認定を受けている方に自動で発行いたします。
- 2 新しい介護保険負担割合証は、7月13日（火）付けで発送する予定です。
（負担割合証が入る小さい茶色の封筒に入れ、普通郵便で郵送します。）
- 3 個人情報保護の観点から、負担割合についての問い合わせにはお答えいたしません。
必ず介護保険負担割合証で負担割合をご確認いただきますようお願いいたします。
- 4 適用期間の満了した負担割合証については、返却の必要はありません。ご自身で処分していただきますようご案内をお願いします。
- 5 利用者の方への説明のために負担割合証の見本が必要な場合は、見本データを提供しますので、以下のメールアドレスまでご連絡ください。
- 6 郵送先については、介護保険送付先変更の手続きにより、任意の送付先を設定することが可能です。書類管理が困難な場合は、本人・ご家族と送付先変更が必要かご相談をお願いします。

なお、負担割合証の送付先に設定するためには7月5日（月）までにお手続きが必要です。手続きについては、以下からご確認ください。

「長野市トップページ」 → 「組織で探す」 → 「保健福祉部介護保険課」
→ 「各種申請様式」 → 「介護保険関連各種申請書」 → 「資格にかかわる申請」
→ 「介護保険の関係書類の送付先変更について」

(URL：<https://www.city.nagano.nagano.jp/site/sinsei/22164.html>)

利用者負担軽減制度に係る証書については、7月5日号でお知らせします。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）
メールアドレス：kaigo@city.nagano.lg.jp

福祉用具の重大製品事故に係る情報提供について

このことについて、厚生労働省老健局高齢者支援課より連絡がありました。

消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、令和3年6月14日～6月18日の週において、福祉用具に係る事故が3件あり、これに関する事故について下記の通り情報提供します。

なお、令和3年3月22日号フレッシュ情報でお知らせしましたとおり、福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、情報収集を行うため、福祉用具に関する事故発生があった場合は、長野市へご報告くださいますようお願いいたします。

※ 福祉用具とは、福祉用具貸与の製品及び特定福祉用具購入の製品に限ります。

消費者庁ホームページ（転記）

事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県
令和3年5月 ※不明	令和3年6月11日	電動車いす (ハンドル型)	死亡1名	当該製品に乗車していた使用者（70歳代）が、当該製品とともに水路で発見され、死亡が確認された。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県
令和2年1月1日	令和2年1月16日	電動リフト (室内用)	重傷1名	当該製品に車いすを乗せて使用中、車いすが転落し、首を負傷した。（中略）レンタル事業者が本来使用できない大きさの車いすが乗るように改造したため、大きな車いすで長期使用したことでテーブル側のプレートが位置ずれしてプレート同士の重なりが甘くなり、事故発生時、テーブル側のプレートが後方へ移動したことでプレート同士が重ならない状態になり、リミットスイッチが機能しなかったものと推定される。なお、正常な位置に停止していないことが視覚的及び聴覚的に認識できる機能が装備されていなかったことも、事故発生に影響したものと考えられる。	京都府
令和3年5月13日	令和3年6月15日	電動車いす (ハンドル型)	重傷1名	使用者（80歳代）が当該製品を使用中、転落し、負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	富山県

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 Vol. 988】

介護現場におけるハラスメント事例集について（周知）

【介護保険最新情報 Vol. 989】

「「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について」の正誤について

【介護保険最新情報 Vol. 990】

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第23報）

【介護保険最新情報 Vol. 991】

「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol. 10）（令和3年6月9日）」の送付について

今後も情報が随時更新されますので、最新の情報確認もお願いいたします。

【要介護・要支援認定者状況】

（令和3年5月末日現在 地区別認定者数：20,905人）

地区名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1地区	62	56	96	53	55	48	33	403
第2地区	124	93	212	106	71	116	65	787
第3地区	80	79	163	81	79	79	49	610
第4地区	22	29	41	24	27	35	15	193
第5地区	37	43	71	40	17	29	13	250
芹田地区	143	137	296	133	100	123	92	1,024
古牧地区	154	112	289	150	136	146	73	1,060
三輪地区	200	177	281	129	136	140	79	1,142
吉田地区	131	112	263	106	86	93	61	852
古里地区	91	71	144	79	74	92	49	600
柳原地区	60	42	98	50	31	37	20	338
浅川地区	74	58	116	54	44	46	42	434
大豆島地区	49	51	134	63	71	74	47	489
朝陽地区	79	94	204	103	81	105	54	720
若槻地区	183	170	275	172	116	174	110	1,200
長沼地区	20	14	35	19	26	24	11	149
安茂里地区	201	160	323	149	118	144	82	1,177
小田切地区	13	14	27	18	11	11	6	100
芋井地区	27	10	43	20	12	22	12	146
篠ノ井地区	359	312	504	264	249	324	195	2,207
松代地区	182	171	304	146	126	211	102	1,242
若穂地区	112	97	156	70	70	110	52	667
川中島地区	211	169	321	162	134	169	100	1,266

更北地区	276	197	396	201	145	214	128	1,557
七二会地区	35	21	32	15	29	36	13	181
信更地区	35	25	44	31	19	27	10	191
豊野地区	75	56	139	85	79	81	42	557
戸隠地区	27	7	71	37	42	62	32	278
鬼無里地区	15	11	50	26	26	20	13	161
大岡地区	35	10	41	12	6	7	5	116
信州新町地区	113	32	85	42	65	47	34	418
中条地区	45	23	64	32	24	26	11	225
市外	18	8	27	24	21	40	27	165
合計 (現存者)	3,288	2,661	5,345	2,696	2,326	2,912	1,677	20,905



ながの縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》 長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電 話： 026-224-7871 (直通) / F A X： 026-224-8694

Eメール： kaigo@city.nagano.lg.jp